

## 市民グループ[みんなで決めよう「原発」国民投票]

みんなで決めよう「原発」国民投票・神奈川

2012/4/13

＜この国の未来を、私たち自身が決めるために＞

日本の原発をどうするか？

いや、

今なお原発の是非を正面から問うことができないこの国をどうしたらいいのだろう。

この国の未来を「誰か」に委ねるのではなく、一人ひとりが引き受けて考え、選ぶこと

——それが“「原発」国民投票”です。

### ＜会の活動＞

当会は、主権者が、原発の将来をどうするのかについて、直接の決定権を握るための**国民投票を実現させることを目的として活動するグループ**です。**「脱原発」あるいは「原発推進」を呼び掛けるグループではありません。**その結論は国民投票によって示されます。**メンバー個々人が「原発」についてどういった考えを持つか、どんな発言をするかは自由です。**

当会の方針(2012年11月12日に承認)

(1)**「原発」国民投票法の2012年通常国会での成立**をめざし、その法律により**2012年中に原発の是非を問う国民投票を実施**する

(1)-A 上記のために、**超党派で国会議員の賛同議員を増やす、行政府にも推進を働きかける。**

(1)-B また、国民にある声を形にするために**3月末までに111万人の賛成署名、11万人の会への賛同人参加**を実現する → **「3月末」は「6月6日」に変更。神奈川目標10万筆。**

(2)自治体単位での原発稼働、廃止を選択する**「住民投票」実施を求め、大阪市、東京都条例制定運動に取り組む** 2011年12月1日より受任者による法定の請求運動に取り組む → **静岡でも条例制定運動の開始が決定、新潟で開始に向けて準備中**

(2)-A 上記のために必要経費として1000万円をカンパとして募集する

人事

共同代表(暫定) 中村映子(東京)住友達也(徳島)、事務局長 今井一(大阪)

< 質問に答えて >

**Q 日本で国民投票は実現できるのですか。**

A. 出来ます。

**「原発」国民投票を実施するための手続き法を作れば、日本でも実施できます。**ただし、日本国憲法は「国会は、国権の最高機関であつて、国の唯一の立法機関である」(41条)と定めています。そのため、憲法が「国民投票で決める」と規定する「憲法改正」以外の事柄では、国民投票の結果に法的拘束力を持たせることはできません。したがって**私たちが目指すのは、立法府や行政府が主権者である国民の意思を確認・尊重して政治や行政に反映する「諮問型」の国民投票**です。原子力政策をめぐる「諮問型国民投票」の例としては、1980年にスウェーデンで行われています。

**Q 日本で今まで国民投票が実施されたことはありますか。**

A. ありません。

地方自治体レベルでは、独自に条例を作って原発建設や米軍基地移転、可動堰建設など重要な事柄について直接、住民の意見を聞く「住民投票」が多数行われています。**原発に関する「住民投票」は、過去3回実施されています。**

**Q 海外での国民投票の事例はありますか。**

A. 数多くあります。

世界には、国民投票で直接、法律の制定や改正、廃止が出来る国があります。有権者の一定数の署名を集めれば、国民投票が行われるという仕組みです。また、国民投票で直接の決定はできなくても、国民の意思を確認するために政府・国会が実施する国もあります。

**原発をめぐる国民投票は、スイス**(1957年、79年2月、同5月、84年、90年、2003年)、**オーストリア**(78年)、**スウェーデン**(80年)、**イタリア**(87年、2011年)、**リトアニア**(08年)で行われています。2011年のイタリア国民投票では、原子力政策について「原発再開法を廃止する」ことの賛否を問い、賛成が94%を占めました。その結果、この法律は廃止されます。

**Q 脱原発か、原発推進かを争点にした国政選挙ではいけないのですか。**

A. 選挙と国民投票は異質のものです。

「原発」をどうするのかを自分たちに代わって決める「人」を選ぶのが選挙。国民投票では、自分達が直接、「原発」をどうするのか、意見を示します。**選挙で政党や政治家は公約を掲げますが、国政にまつわる事柄は社会保障や景気対策などたくさんあります。**公約を実行できる力があるのかなど政治家への人物評価も加わります。1つの政党が「原発」が争点だと言ったとしても、ほかの政党は別の問題を公約の中心に据えるかもしれません。**国民がみんな「原発」の公約を基に判断するとも限りません。**「原発」国民投票では、「原発」を今後どうするのかについての大きな方向性を国民が判断します。その意思に沿って、国民が選んだ議員が法律を作ったり、行政を運営したりするのです。

**Q 正しい情報が行き渡らないなかで国民が判断し、原発賛否のいずれかの方向を決めてしまうことにはなりませんか。**

A. 「脱原発」派の方々には、「国や電力会社が情報操作しているなかでは、原発の危険性が十分に理解されておらず、現状追認の原発推進の結果が出るのではないか」、「原発推進」派には、「福島第一原発の事故で不安が煽られているなかでは、原発の必要性が十分に理解されず、一時の感情だけで脱原発の結果が出るのではないか」というそれぞれの理由から、国民投票に反対する声があります。

でも、**今のまま、政治家が決めるとして、正しい情報を基に正しい判断ができるといえるでしょうか。**情報操作があるというなら、国民全員を情報操作するのと、政治家を情報操作するのとどちらが容易でしょうか。国民が不安に煽られていて一時の感情だけで決まるというなら、政治家も選挙の票を考えて、そのような国民の声を反映するでしょう。政治家を介した判断と、自分たち1人1人が判断した結果と、どちらならより受け入れることが出来るでしょうか。そして、**国民投票で皆が決定権を持つことで、国民の関心は高まり、真剣に考え始めます。そのことにより、現状よりもさまざまな情報が提供され、情報が精査される機会が生まれます。**そのことは国内で過去3回、原発に関する住民投票を実施した経緯からも明らかです。

## <当会策定の「原発」国民投票手続き法・市民案(抜粋)>

### 【第4次市民案】

⇒ パンフレットをご覧ください。

### (参考)【第3次市民案】

#### ●設問の設定

1.現在ある原発について、どうすべきだと考えますか？

運転、稼働を認める      段階的に閉鎖していき、2022年までにすべて閉鎖する

2.原子力発電所の新規建設についてどう考えますか？

認める                       認めない

#### ●投票権

[A案] 日本国民で年齢満十八年以上の者は、国民投票の投票権を有する。

[B案] 年齢満十六年以上の日本国民および永住外国人は、国民投票の投票権を有する。

### Q 投票権について[A案][B案]の2つがあるのはなぜですか。

A. 選挙における投票権者は「20歳以上の日本国籍を有する者」となっていますが、「原発」国民投票は公職選挙法に則って実施するものではありませんので、独自のルール設定ができます。

既に可決・施行されている「憲法改正」国民投票法における投票権に沿った[A案]に対して、原子力発電は、日本で納税し生活する人すべてにかかわる問題であり、将来世代への影響が大きいことから、投票権はより広く設定すべきだという意見を[B案]として、「市民案」では2つの案を併記し、今後の国民的議論の中で答えを見出すという道をとりました。

### Q 最低投票率の規定がないのはなぜですか。

A. 国民投票で最低投票率規定を設けた場合、形成不利な陣営が投票率を下げて無効にすることを狙う「ボイコット運動」を起こすため、賛否双方による建設的な議論が行われなくなることが心配されます。「どちらに投票するか」が「投票に行くか行かないか」に置き換わってしまうのです。

ボイコット運動が起きたケースとして、徳島市(吉野川可動堰の建設)、山口県岩国市(米軍艦載機部隊の移転)があります。いずれも投票率は既定の最低投票率50%を超えて有効となり、反対が上回りましたが、賛成派によるボイコット運動のため、賛否双方による建設的な議論は盛り上がりませんでした。2011年6月のイタリアでも、50%の最低投票率規定があったため、原発を推進するベルルスコーニ政権は棄権を呼びかけていました。

## これまでの活動

### 【2012年】

- 3月22日 「原発」国民投票についての議員と市民の対話カフェ（東京）
- 24日 東京都民投票の請求署名期間が完全終了（八王子市、府中市）
- 27日 「原発」大阪市民投票条例案を市議会が否決。
  
- 2月9日 東京都民投票の請求署名期間が終了（一部市町村を除く）、記者会見
- 14日 大阪市長に55,428筆の有効署名を提出し、市民投票条例を直接請求
- 15日 みんなで決めよう「原発」県民投票静岡が発足、直接請求へ始動
- 20日 東京都選挙管理委員会に、請求署名317,775筆を仮提出
  
- 1月9日 大阪市民投票の請求署名期間が終了、記者会見
- 14～15日 脱原発世界会議 2012 YOKOHAMA に出展
- 16日 大阪市選挙管理委員会に、請求署名61,087筆を提出、橋下市長に公開討論会出席要請

### 【2011年】

- 12月10日 東京都民投票、大阪市民投票の直接請求署名集めスタート
  
- 11月 国民投票の署名が3万、賛同人が3000人を超える。
- 12日 全国集会開催。今後の方針案採択
  
- 10月 セミナー・会合を引き続き各地で開催。東京都民投票、大阪市民投票の直接請求へ動き出す
- 14日 「原発」住民投票を求める直接請求運動について東京で記者会見
- 17日 「原発」住民投票を求める直接請求運動について大阪で記者会見
  
- 8月 賛同人総数が1000人を突破
- 27日 座談会『「原発」国民投票、やるべし、やれるよ、やりましょう！』を東京で開催  
登壇者：宮台真司、今井一、飯田哲也、杉田敦、マエキタミヤコ（いずれも賛同人）
  
- 7月7日 立法府へ発議・実施への要請と記者会見
- 11日 国民投票の署名活動を開始（目標111万人／有権者の約1％）
  
- 6月25日 結成総会（東京・月島）「原発」国民投票法案(第3次市民案)発表
  
- 5月 今井一、中村映子を中心に会結成に向け、準備会を東京、名古屋、大阪で開催